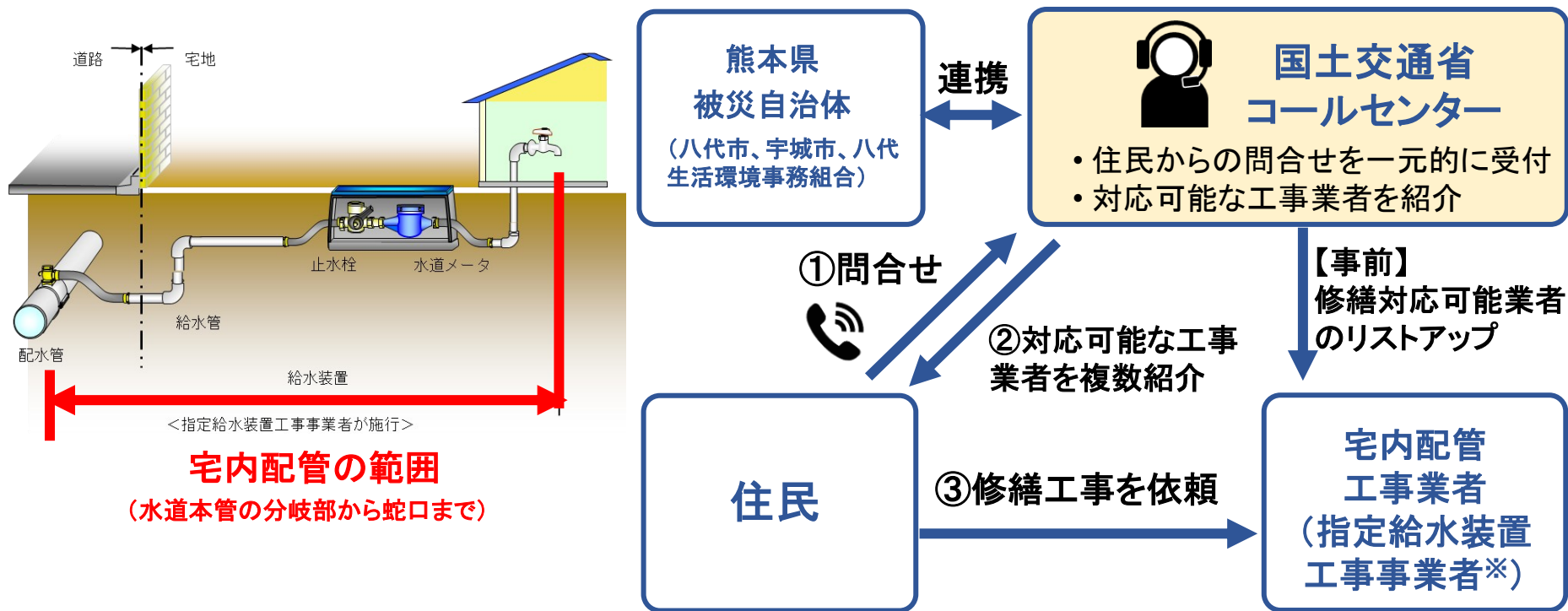


令和8年熊本地震で被災した地域においては、水道本管の復旧に伴い、宅内配管の修繕工事の需要の増加が見込まれるため、被災者の皆様からの問い合わせを一元的に受け付け、宅内配管修繕工事の対応が可能な工事業者を紹介するコールセンターを令和8年8月26日に開設。

＜コールセンターのスキーム＞



設置期間: 令和8年8月26日～令和8年12月28日(予定)

対象者 : 八代市、宇城市、八代生活環境事務組合(氷川町、八代市の一部)の水道使用者(井戸の修理は対象外)

※水道法第16条の2第1項に基づき、水道事業者(市町村)が給水装置工事を適正に施行することができると認められる者として指定した者